福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (第Ⅱ章 2.44 増設雑固体廃棄物焼却設備)

変更前	変更後	変更理由
	2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(増設雑固体廃棄物焼却設備) 2.44.1 基本設計	
(中略)	(中略)	
2. 44. 2. 1 主要仕様	2. 44. 2 基本仕様 2. 44. 2. 1 主要仕様	
(中略)	(中略)	
(4) モニタリング設備 名 称 検出器の種類 計測範囲 取付箇所	(4) モニタリング設備 名 称 検出器の種類 計測範囲 取付箇所	記載の適正化
ダスト放射線モニタ シンチレーショシ 10 ⁻¹ ~10 ⁵ S ⁻¹ 増設雑固体廃棄物焼却設備排 気筒出口 合計 2 チャンネル (監視・記録は制御室)	ダスト放射線モニタ シンチレーション 10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹ 増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口合計2チャンネル(監視・記録は制御室)	104000000000000000000000000000000000000
ガス放射線モニタ シンチレーショシ 10 ⁻¹ ~10 ⁵ S ⁻¹ 増設雑固体廃棄物焼却設備排 気筒出口 合計 2 チャンネル (監視・記録は制御室)	ガス放射線モニタシンチレーショ10-1~105 g-1増設雑固体廃棄物焼却設備排 気筒出口 合計 2 チャンネル (監視・記録は制御室)	

(保安に関する職務) (保安 第5条 第5条	変更後	変更理由
(中略) 2. 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (中略) 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 (中略) (41) 運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務(当直所管業務を除く。)並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。 (中略) (44) 廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備(ろ過水タンク及び純水タンク)に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。 (45) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務が近に安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び開入に係る保守管理に関する業務が近に安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び開入で、2.65 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務が近に安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び地の保守管理に関する業務を行う。	展安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 中略) 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 中路) (保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 中略) 1) 運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務(当直所管業務を除く。)並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。 中略) 4) 廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備。「均設準固体廃棄物焼却設備」及び原子炉注水設備(ろ適水タンク及び純水タンク)に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。 5) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。 6) 計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備で係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備。雑固体廃棄物焼却設備に係る保守管理に関する業務が近に安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備。雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。	変 更 理 由 増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更

変更前	原于刀爬設に係る美爬計画変更比較衣(帛皿草 - 弗1編) 	変更理由
(放射性固体廃棄物の管理) 第38条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、 当該の廃棄施設等に貯蔵*1又は保管する。 (1)原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。 (2)その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。	(放射性固体廃棄物の管理) 第38条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、 当該の廃棄施設等に貯蔵 ^{※1} 又は保管する。 (1)原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。	増設雑固体廃棄物焼却設備設
(省略)	(省略)	

	原于月旭畝に係る夫旭計画変更比較衣(泉Ⅲ草 泉1裲) 	
変更前	変更後	変 更 理 由
変 更 前 (発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等 ^{*1} について,固体廃棄物管理GMは,固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯	変 更 後 (発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等 ^{*1} について,固体廃棄物管理GMは,固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び発電所内の一時保管エリア(覆土式一時保管施設 ^{*2} 及び伐採木一時保管槽 ^{*3} を含	変 更 理 由 増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更

変 更 前

(放射性気体廃棄物の管理)

第42条の2

分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果 を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実 施GMに通知する。

(中略)

表42の2-1

放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM
焼却炉建屋	粒子状物質濃度	試料放射能測定	1週間に1回	運営GM
排気筒	(主要ガンマ線放出核	装置	(建屋換気空調系運	
	種)		転時)	
使用済燃料	希ガス濃度	排気放射線モニ	常時	当直長
共用プール		タ	(建屋換気空調系運	
排気口		(シンチレーシ	転時)	
		ョン)		
	よう素131濃度	試料放射能測定	1週間に1回	
	粒子状物質濃度	装置	(建屋換気空調系運	
	(主要ガンマ線放出核		転時)	
	種)			
分析·研究施	粒子状物質濃度	試料放射能測定	1週間に1回	廃棄物計画GM
設第1棟排	(主要ガンマ線放出核	装置	(建屋換気空調系運	
気口	種)		転時)	
大型機器除	粒子状物質濃度	試料放射能測定	1週間に1回	廃棄物計画GM
染設備排気	(主要ガンマ線放出核	装置	(除染設備運転時)	
口及び汚染	種,全ベータ放射能)			
拡大防止ハ	ストロンチウム90濃	 試料放射能測定	3ヶ月に1回	
ウス排気口	度	装置 装置	(除染設備運転時)	
油処理装置	上交 粒子状物質濃度	試料放射能測定	1週間に1回	地下水対策GM
排気口	(主要ガンマ線放出核	装置	(油処理装置運転時)	E I MM M C IVI
DI AGE	種、全ベータ放射能)	公 臣	「田/ご五秋臣左右門)	
	ストロンチウム90濃	試料放射能測定	3ヶ月に1回	
	度	装置	(油処理装置運転時)	
	I /X		(旧代社农巴廷和时)	

(放射性気体廃棄物の管理)

第42条の2

分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果 を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実 施GMに通知する。

変 更 後

(中略)

表 4 2 の 2 - 1

長42の2-1	1				
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	
焼却炉建屋	粒子状物質濃度	試料放射能測定	1週間に1回	運営GM	
排気筒	(主要ガンマ線放出核	装置	(建屋換気空調系運		
	種, 全ベータ放射能)		転時)		測定項目追加に伴う変更
	ストロンチウム90濃	試料放射能測定	3ヶ月に1回		
	<u>度</u>	<u>装置</u>	(建屋換気空調系運		
			転時)_		
増設焼却炉	粒子状物質濃度	試料放射能測定	1週間に1回	運営GM	增設雑固体廃棄物焼却設何
建屋排気筒	(主要ガンマ線放出核	装置	(建屋換気空調系運		置に伴う変更
	種,全ベータ放射能)		<u>転時)</u>		
	ストロンチウム90濃	試料放射能測定	3ヶ月に1回		
		装置	(建屋換気空調系運		
			転時)		
使用済燃料	希ガス濃度	排気放射線モニ	常時	当直長	
共用プール		タ	(建屋換気空調系運		
排気口		(シンチレーシ	転時)		
		ョン)			
	よう素131濃度	試料放射能測定	1週間に1回		
	粒子状物質濃度	装置	(建屋換気空調系運		
	(主要ガンマ線放出核		転時)		
	種)				
分析•研究施	粒子状物質濃度	試料放射能測定	1週間に1回	廃棄物計画GM	
設第1棟排	(主要ガンマ線放出核	装置	(建屋換気空調系運		
気口	種,全アルファ放射能,		転時)		測定項目追加に伴う変更
	全ベータ放射能)				
	ストロンチウム90濃	試料放射能測定	3ヶ月に1回		
	<u>度</u>	装置	(建屋換気空調系運		
	_	<u> </u>	転時)		
大型機器除	粒子状物質濃度	試料放射能測定	1週間に1回	廃棄物計画GM	
染設備排気	(主要ガンマ線放出核	装置	(除染設備運転時)		
口及び汚染	種,全ベータ放射能)				
拡大防止ハ		= No. 17 + 1 Ve No. 1-	0 11-41		
ウス排気口	ストロンチウム90濃		3ヶ月に1回		
N. L. des ages all to pres	度	装置	(除染設備運転時)	Int - I I I take a common	
油処理装置	粒子状物質濃度	試料放射能測定	1週間に1回	地下水対策GM	
排気口	(主要ガンマ線放出核	装置	(油処理装置運転時)		
	種、全ベータ放射能)	- N. (6) 11 4 7 7 1 5 7 7			
	ストロンチウム90濃		3ヶ月に1回		
	度	装置	(油処理装置運転時)		

と 備設

変 更 理 由

選用計測器の管理 (然加管期用計測器について、同表に変める数量を確保する。ただし、夜屋 使用不能となった場合は、修立又は代替品を補充する。	(は、表 4 3 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。		変	更前			変	更後		変更理由
分類 計測器種類 所管GM 数量 :気体廃棄物 排気放射線モニタ (シンチレーション) 計装設備GM 1台 r理用計測器 分析評価GM 1台 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器 (シンチレーション) 計装設備GM 1台 放射性物質分析・研究施設質 検における試料放射能測定装置と共用 ※1:表61の試料放射能測定装置と共用	分類 計測器種類 所管GM 数量 気体廃棄物 排気放射線モニタ (シンチレーション) 計装設備GM 1台 度棄物計画GM 1台 廃棄物計画GM 1台 ※1:表61の試料放射能測定装置と共用 所管GM 数量 放射性気体廃棄物 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器 (シンチレーション) 計装設備GM お出管理用計測器 (シンチレーション) 1台**1 大が打評価GM 2台 ※1:表61の試料放射能測定装置と共用	: [は, 表43に	定める放出管理用計測器に		女量を確保する。ただし	第43条 故障 各GMは,表43に 等により使用不能とな	定める放出管理用計測器に		数量を確保する。ただし	し,故障
接気放射線モニタ	気体廃棄物 理用計測器 排気放射線モニタ (シンチレーション) 計装設備GM 1台 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器 排気放射線モニタ (シンチレーション) 計装設備GM 1台 分析評価GM 2台 廃棄物計画GM 1台 廃棄物計画GM 1台 ※1:表61の試料放射能測定装置と共用 ※1:表61の試料放射能測定装置と共用	 分 類	計測吳種類		数量		計測吳種類		数量	
計科放射能測定装置 分析評価GM 1台**1 2台 2台 2台 ※1:表61の試料放射能測定装置 分析評価GM 2台 放射性物質分析・研究施設第 棟における試料放射能測定	分析評価GM 1台*1 2台	気体廃棄物	排気放射線モニタ			放射性気体廃棄物	排気放射線モニタ			
試料放射能測定装置 2台 廃棄物計画GM 1台 ※1:表61の試料放射能測定装置と共用 ※1:表61の試料放射能測定装置と共用 検別における試料放射能測定	試料放射能測定装置 2台 廃棄物計画GM 1台 ※1:表61の試料放射能測定装置と共用 ※1:表61の試料放射能測定装置と共用			分析評価GM	1台**1			分析評価GM	1台**1	
<u>廃棄物計画GM</u> 1台 **1:表も1の試料放射能測定装置と共用 棟における試料放射能測定	<u>廃棄物計画GM</u> <u>1台</u> 棟における試料放射能測定		試料放射能測定装置	24 M. H. Jima	2 台			24 MINI	2台	+6 6 4 kb #6 55 // +C 7T /10 +/- =71 /25
				廃棄物計画GM	1台	※1:表61の試料	放射能測定装置と共用			

変更前変更後変更強力

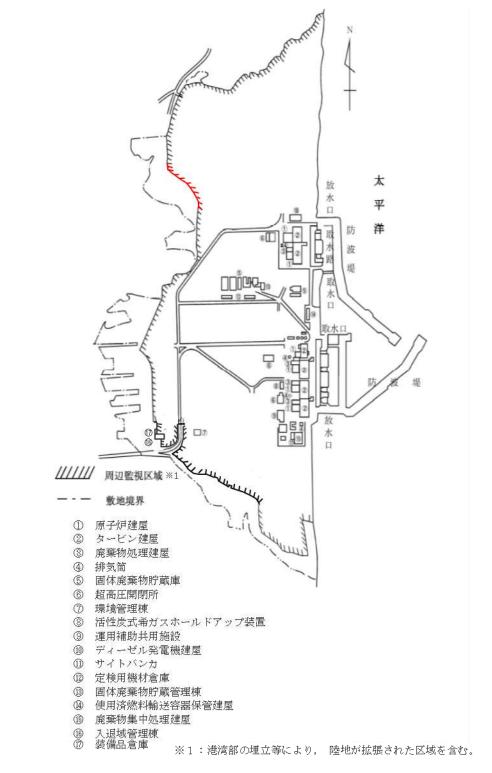
(周辺監視区域)

第57条

周辺監視区域は、図57に示す区域とする。

2. 防護管理GMは,第1項の周辺監視区域境界に,柵を設ける又は標識を掲げること等により,業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし,当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は,この限りでない。

図57



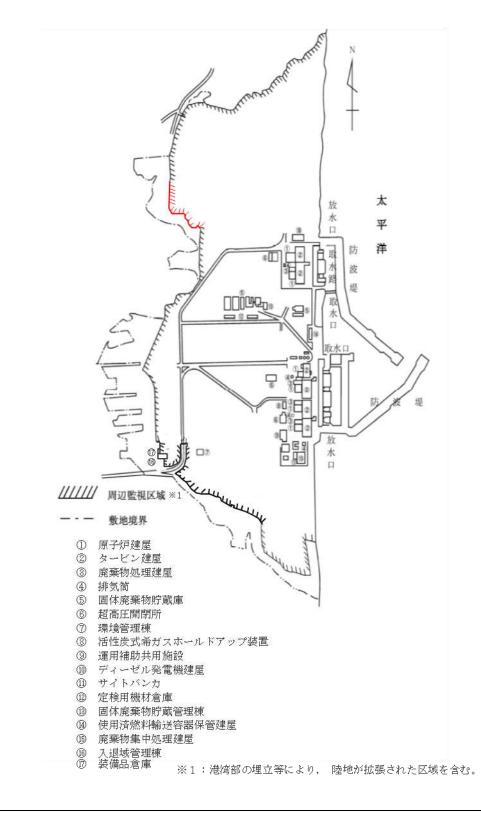
(周辺監視区域)

第57条

周辺監視区域は、図57に示す区域とする。

2. 防護管理GMは,第1項の周辺監視区域境界に,柵を設ける又は標識を掲げること等により,業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし,当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は,この限りでない。

図 5 7



増設雑固体廃棄物焼却設備設 置に伴う変更

変更前	変更後	変更理由
附則	附則	
附則(<u>令和2年1月6日 原規規発第2001061号</u>) (施行期日) 第1条 この規定は、 <u>令和2年1月16日から</u> 施行する。	附則((施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2.第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3.第57条の図57、添付1(管理区域図)の全体図における周辺監視区域境界及び添付2(管理対象区域図)の全体図における周辺監視区域境界については、増設雑固体廃棄物焼却設備の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 4.添付1(管理区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則(令和元年12月17日 原規規発第1912172号) (施行期日) 第1条 この規定は、令和元年12月27日から施行する。		
附則(平成31年1月28日 原規規発第1901285号) (施行期日) 第1条 2. 第5条及び第42条の2については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則(平成31年1月28日 原規規発第 1901285号) (施行期日) 第1条 2. 第5条及び第42条の2については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則 (平成30年6月8日 原規規発第 1806083 号) (施行期日) 第1条 2. 第42条については、3号炉燃料取出し用カバー排気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 第60条及び第61条については、3号炉燃料取扱設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。		3号炉燃料取り出しカバー排 気設備及び3号炉燃料取扱設 備の運用開始に伴う記載削除 (令和元年7月4日運用開始)
附則(平成29年9月28日 原規規発第1709285号) (施行期日) 第1条 2. 第27条及び第40条については,第三セシウム吸着装置の運用を開始した時点から適用すること とし,それまでの間は従前の例による。 附則(平成29年3月7日 原規規発第1703071号)	附則 (平成29年3月7日 原規規発第1703071号)	第三セシウム吸着装置の運用 開始に伴う記載削除 (令和元年7月12日運用開始)
 (施行期日) 第1条 2. 第3条,第5条,第42条の2及び第43条については、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 (省略) 	(施行期日) 第1条 2. 第3条, 第5条 <u>及び</u> 第42条の2については, 放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した 時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。 (省略)	放射性物質分析・研究施設第1 棟における試料放射能測定装 置の所管GM変更に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (第Ⅲ章 第1編)

変更前	変更後	変更理由
添付1 管理区域図	添付1 管理区域図	増設雑固体廃棄物焼却設備設 置に伴う変更
(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)	(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (第Ⅲ章 第1編)

増設雑置に伴	固体廃棄物焼却設備設う変更
らります)	

福島第一原子力発電所 特定	「原子力施設に係る実施計画変更比較表(第Ⅲ章 第2編) 	
変更前	変更後	変更理由
(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち,本社組織の職務は次のとおり。	(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。	
(中略)	(中略)	
2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。(1)所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。	2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1)所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。	
(中略)	(中略)	
(41) 運営グループは,5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務(当直所管業務を除く。)並びに安全確保設備等のうち,雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。	(41) 運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務(当直所管業務を除く。)並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。	増設雑固体廃棄物焼却設備設 置に伴う変更
(中略)	(中略)	
 (44) 廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備(ろ過水タンク及び純水タンク)に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。 (45) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。 (46) 計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。 	びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち,使用済燃料共用プール設備,雑固体廃棄物焼却設備,増設雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備(ろ過水タンク及び純水タンク)に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。 (45) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。 (46) 計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設	
(省略)	(省略)	

変更前	変 更 後	変更理由
(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1 又は保管する。 (1)原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。 (2)5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。 (3)その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。	(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1 又は保管する。 (1)原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。 (2)5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。 (3)その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。	

	原士刀虺故に除る夫虺計画変史比較衣(弗Ⅲ草 弗 Z 補) 	変 更 理 由
変 更 前 (発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等*1について,固体廃棄物管理GMは,固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び発電所内の一時保管エリア(覆土式一時保管施設*2及び伐採木一時保管槽*3を含む。)について,柵,ロープ等により区画を行い,人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また,	変 更 後 (発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等 ^{※1} について,固体廃棄物管理GMは,固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯	変 更 理 由 増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更

変更前

(放射性気体廃棄物の管理)

第89条

分析評価GMは,表89-1に定める項目について,同表に定める頻度で測定し,測定した結果を環境管理GMに通知する。また,環境管理GMは,次の事項を管理するとともに,その結果を当直長又は運営GMに通知する。

- (1)排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
- (2) 排気筒等からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
- 2. 当直長又は運営GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタ を監視する。

表89-1

分	類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施 GM	
放射性気体廃棄物		・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)		
			よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	当直長	
	・5号炉 非常用ガス処 理系 ・6号炉 非常用ガス処 理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)			
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長		
		・焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運営GM	

(省略)

(放射性気体廃棄物の管理)

第89条

分析評価GMは,表89-1に定める項目について,同表に定める頻度で測定し,測定した結果を環境管理GMに通知する。また,環境管理GMは,次の事項を管理するとともに,その結果を当直長又は運営GMに通知する。

変 更 後

- (1)排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
- (2) 排気筒等からの放射性物質(希ガス,よう素131)の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
- 2. 当直長又は運営GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタ を監視する。

表89-1

	分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施 GM	
		・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)		
			よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	当直長	
	+1. Ó l. kú.	非常用ガス処 理系 ・6号炉 非常用ガス処 理系 ・焼却炉建屋 排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)		
放射性 気体廃棄物	気体廃棄物		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長	
			粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種 <u>全べ</u> ータ放射能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運営GM	
	・増設焼却炉 建屋排気筒	ストロンチウム 90濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)			

(省略)

増設雑固体廃棄物焼却設備設 置に伴う変更 測定項目追加に伴う変更

変 更 理 由

変更前変更後変更強力

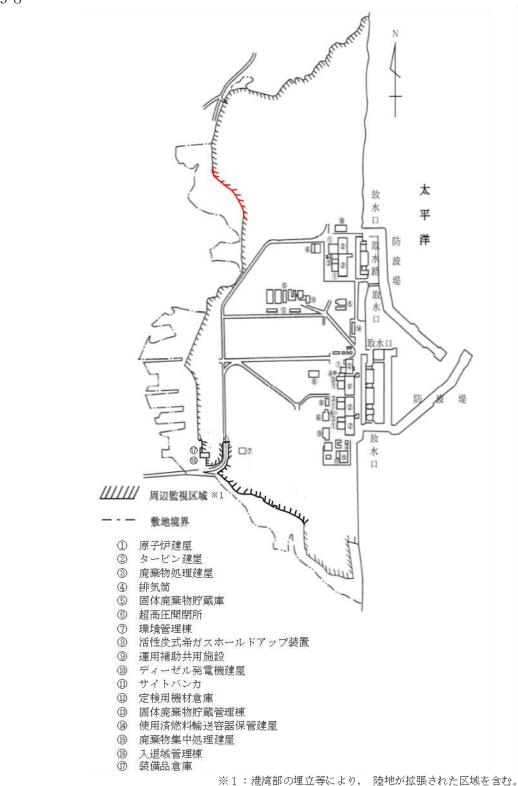
(周辺監視区域)

第98条

周辺監視区域は、図98に示す区域とする。

2. 防護管理GMは,第1項の周辺監視区域境界に,柵を設ける又は標識を掲げること等により,業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし,当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は,この限りでない。

図98



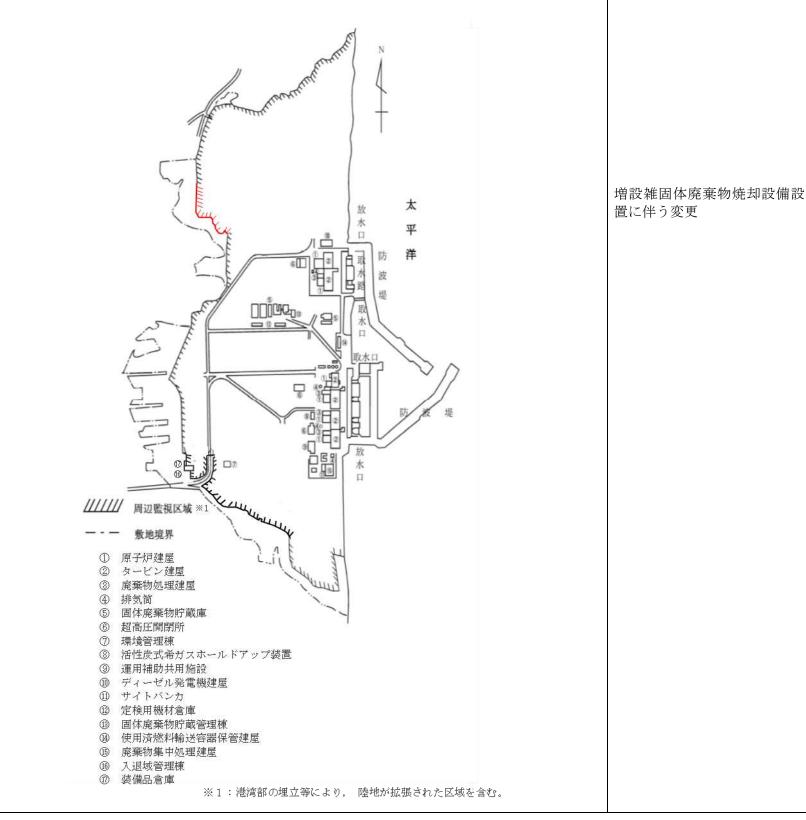
(周辺監視区域)

第98条

周辺監視区域は、図98に示す区域とする。

2. 防護管理GMは,第1項の周辺監視区域境界に,柵を設ける又は標識を掲げること等により,業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし,当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は,この限りでない。

図98



福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (第Ⅲ章 第2編)

変更前	変更後	変	更	理 月	#
附則	附 則				
附則 (<u>令和2年1月6日 原規規発第2001061号</u>) (施行期日) 第1条 この規定は、 <u>令和2年1月16日から</u> 施行する。	附則((施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2.第5条、第87条、第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放 出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から 適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3.第98条の図98、添付2(管理区域図)の全体図における周辺監視区域境界及び添付2-1(管理対象区域図)の全体図における周辺監視区域境界については、増設雑固体廃棄物焼却設備の設置に件う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 4.添付2(管理区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2-1(管理対象区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。				
附則(令和元年12月17日 原規規発第1912172号) (施行期日) 第1条 この規定は、令和元年12月27日から施行する。					
附則(平成31年1月28日 原規規発第1901285号) (施行期日) 第1条 2. 第5条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則(平成31年1月28日 原規規発第1901285号) (施行期日) 第1条 2.第5条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。				
(省略)	(省略)				

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (第Ⅲ章 第2編)

変更前	変更後	変更理由
添付2 管理区域図	添付2 管理区域図	増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更
(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)	(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)	巨に仕り友父

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (第Ⅲ章 第2編)

変更前	変 更 後	変更理由	
添付2-1 管理対象区域図	添付2-1 管理対象区域図	増設雑固体廃棄物焼却設備設 置に伴う変更	
(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)	(核物質防護上の観点から公開しないこととしております)		